

孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）  
実施要領

制 定 令和8年3月12日府孤推第10号  
内閣府孤独・孤立対策推進室長通知

1 事業の目的

孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）（以下「交付金」という。）は、官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を図る地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区をいう。以下同じ。）を支援することにより、地方における孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進することを目的とする。

2 実施主体

- (1) 本事業の実施主体は、地方公共団体とする。
- (2) 地方公共団体は、地域の実情に応じ、地方公共団体が適切と認める団体に、本事業を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う地方公共団体は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも地方公共団体であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。  
なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。
- (3) 地方公共団体は、委託契約を締結するに当たっては、当該地方公共団体の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各地方公共団体の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。
- (4) 地方公共団体は、地域の実情を踏まえた孤独・孤立対策の推進方向等を勘案し、3（2）⑦及び⑧の取組については、補助事業により実施することができる。

3 交付対象事業

- (1) 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業  
孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第11条の規定に基づき、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「地方版官民連携プラットフォーム」という。）を構築し、関係者間の連携と協働を促進する。  
なお、市区町村においては、地域の実情に応じ、複数の市区町村が共同して地方版官民連携プラットフォームを構築する取組も可能とする。
- (2) 孤独・孤立対策関連事業  
地域の実情を踏まえた孤独・孤立対策の目指す姿や地方版官民連携プラットフォーム

ームにおける議論等を踏まえ、次に掲げる取組から、一又は二以上の取組を実施する。

- ① 孤独・孤立対策の取組方針の作成
- ② 実態把握や地域資源の調査
- ③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動
- ④ 住民への情報発信や普及啓発活動
- ⑤ 人材確保・育成のための研修
- ⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置
- ⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流の機会の創出など当事者等への支援
- ⑧ ⑦の活動を行う団体への支援（いわゆる中間支援）
- ⑨ 都道府県による管内市区町村の後方支援
- ⑩ その他内閣府が必要と認める取組

#### 4 事業実施に当たっての留意点

地方公共団体は、上記3の交付対象事業を実施するに当たっては、本事業の交付対象経費と重複して、各府省庁が所管する補助金等の交付を受けてはならないほか、以下の点に留意すること。

##### (1) 水平的連携

地方版官民連携プラットフォームの設置主体は地方公共団体であるが、参画する関係機関等が実施してきた社会課題解決の経験から行政が学ぶこともあり、官・民間問わず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すこと。

地方版官民連携プラットフォームによる具体的な取組内容については、地方公共団体のみで検討するのではなく、この「水平的連携」を意識して、各団体からみた問題意識の共有や、ともに対応すべき課題の設定、その解決のために何ができるかといった視点を持ち、参画する関係機関等と議論しながら検討すること。

##### (2) 予防の観点

孤独・孤立対策においては孤独・孤立の「予防」の観点が重要であり、その取組としては、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの者が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりが必要である。このような環境整備や居場所づくりにおいては、様々なライフステージや属性の者がいずれも取り残されることのないよう、その支援の主体は分野を超えた多様性が求められることから、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ること。

##### (3) 既存の会議体・協議体の活用等

地方版官民連携プラットフォームの構築に当たっては、新たに会議体を立ち上げるほか、各政策の地域における課題の共有、普及啓発、人材確保・育成を目指す研修、関係者間のネットワークづくり等を実施することを目的とした既存の会議体に

機能を追加する方法や、既存の会議体を地方版官民連携プラットフォームに組み込んで分科会という形で開催する方法など、他の会議体の活用についても検討すること。

#### 5 実績報告に関する留意事項

内閣府は、孤独・孤立対策推進交付金（地方における孤独・孤立対策推進事業）交付要綱（令和8年3月12日内閣総理大臣決定）の別添6による事業実績報告書を原則として公表するものとする。

#### 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、孤独・孤立対策推進室長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年3月12日から施行する。